

## ○大阪市住宅供給公社請負工事成績評定通知及び公表要領

制 定 平成 18 年 10 月 2 日

最近改正 平成 30 年 3 月 30 日

### (目的)

第 1 条 この要領は、「大阪市請負工事成績評定要領」に準じ作成する請負工事（緊急補修工事等を除く。）の成績評定結果について、請負者への通知及び公表に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (評定結果の通知及び公表)

第 2 条 住宅整備課長又は管理課長は、契約金額 100 万円を超える工事について請負工事成績評定点（以下「評定点」という。）を定めた場合、工事成績評定通知書（様式 1）により当該工事の請負者に対し、速やかに通知を行う。

2 住宅整備課長又は管理課長は、契約金額 3,000 万円以上の工事について、評定点を定めた場合、速やかに第 7 条及び第 8 条の規定により公表を行う。

### (説明請求)

第 3 条 前条に規定する通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日（期間の末日が、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日、12 月 29 日から同月 31 日、1 月 2 日、1 月 3 日、日曜日及び土曜日に当たるときは、その翌日）以内に書面により、理事長に対し評定結果について説明を求めることができる。

### (説明請求に対する回答)

第 4 条 理事長は、前条の規定により説明を求められた場合、成績評定関係者の意見を聴き、速やかに工事成績評定に係る説明書（別紙様式 2-①又は様式 2-②）により回答する。

### (再説明請求)

第 5 条 前条に規定する通知を受けた者（契約金額 3,000 万円以上の工事の請負者に限る。）は、通知を受けた日から起算して 14 日（期間の末日が、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日、12 月 29 日から同月 31 日、1 月 2 日、1 月 3 日、日曜日及び土曜日に当たるときは、その翌日）以内に書面により、理事長に対して再説明を求めることができる。なお、再説明請求は 1 回に限る。

### (再説明請求に対する回答)

第 6 条 理事長は、前条の規定により再説明を求められた場合、契約事務審査委員会の審議を経て、速やかに工事成績評定に係る再説明書（様式 3）により回答する。

### (公表の方法)

第 7 条 第 2 条第 2 項の契約金額 3,000 万円以上の工事についての公表は、工事成績評定通知書の写しの閲覧による。

### (公表の期間)

第 8 条 公表の期間は、第 2 条第 2 項の公表の日から当該公表年度の翌年度末までとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 10 月 2 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 18 年 10 月 2 日以降に完成する工事について適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1 工事成績評定通知書

様式 2 ー① 工事成績評定に係る説明書 (3,000 万円以上)

様式 2 ー② 工事成績評定に係る説明書 (3,000 万円未満)

様式 3 工事成績評定に係る再説明書

大市住公第  
平成 年 月 日 号

契約の相手方

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

様

大阪市住宅供給公社  
部課長  
(指定職員)

## 工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、「大阪市住宅供給公社請負工事成績評定通知及び公表実施要領」に基づき成績評定結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から起算して14日(期間の末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法第178号)に定める休日、12月29日から同月31日、1月2日、同月3日、日曜日、土曜日に当たるときはその翌日)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、大阪市住宅供給公社契約事務審査委員会の審議を経たうえ、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についてのお問い合わせは下記のとおりです。

1. 契約番号・工事名 号  
工事
2. 工 期 平成 年 月 日～平成 年 月 日
3. 完成検査年月日 平成 年 月 日
4. 成績評定結果 点
5. 説明請求送付先 及び  
及び手続等の問合せ先 〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4番20号  
住まい情報センター 6階  
大阪市住宅供給公社 住宅管理部(担当課) 宛  
TEL

貴社がこの「工事成績評定通知書」の通知を受けられた日は次のとおり扱います。

- ・ 直接お渡しした場合は、この通知書をお渡した平成 年 月 日です。
- ・ 郵送によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。

大市住公第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

様

大阪市住宅供給公社  
理事長

印

### 工事成績評定に係る説明書

平成 年 月 日 付けで貴社から説明を求められました評定内容につきまして、下記の通り回答します。

本説明書に疑問があるときは、この書面の回答書を受けた日から起算して14日(期間の末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法第178号)に定める休日、12月29日から同月31日、1月2日、同月3日、日曜日、土曜日に当たるときはその翌日)以内に書面により、1回に限り再説明を求めることができます。

再説明は、大阪市住宅供給公社契約事務審査委員会の審議を経たうえ、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についてのお問い合わせは下記のとおりです。

1. 契約番号・工事名

号

工事

2. 疑義に対する回答

---

---

---

---

---

5. 説明請求送付先  
及び手続等の問合せ先

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4番20号  
住まい情報センター 6階  
大阪市住宅供給公社 住宅管理部(担当課) 宛  
TEL

貴社がこの「工事成績評定に係る説明書」の通知を受けられた日は次のとおり扱います。

- ・ 直接お渡しした場合は、この通知書をお渡した平成 年 月 日です。
- ・ 郵送によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。

大市住公第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

様

大阪市住宅供給公社  
理事長 印

### 工事成績評定に係る説明書

平成 年 月 日 付で貴社から説明を求められました評定内容につきまして、下記のとおり回答します。

なお、再説明を求めることはできません。

1. 契約番号・工事名

号

工事

2. 疑義に対する回答

---

---

---

---

---

貴社がこの「工事成績評定に係る説明書」の通知を受けられた日は次のとおり扱います。

- ・ 直接お渡しした場合は、この通知書をお渡した平成 年 月 日です。
- ・ 郵送によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。

大市住公第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

様

大阪市住宅供給公社  
理事長 印

### 工事成績評定に係る再説明書

平成 年 月 日 付で貴社から説明を求められました評定内容につきまして、審議等結果、下記のとおり回答します。

1. 契約番号・工事名

号

工事

2. 疑義に対する回答

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

貴社がこの「工事成績評定に係る説明書」の通知を受けられた日は次のとおり扱います。  
・ 直接お渡しした場合は、この通知書をお渡した平成 年 月 日です。  
・ 郵送によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。